

農地中間管理権及び転貸の解除基準等について

平成 29 年 2 月 15 日制定

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律 101 号、以下、「農地中間管理法」という。）に基づき、農地中間管理機構（以下「機構」という。）の行う農地中間管理権及び転貸の解除基準及びその取扱いについて定める。

1 農地中間管理権の解除基準

農地中間管理法第 20 条に基づき解除を行うことができる事由は、次のとおりとする。

ア 相当の期間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき（農地中間管理法第 20 条第 1 号）。

この場合、相当の期間とは、農地中間管理権取得または貸付の解約から 2 年を原則とするが、借受者との転貸事務に時間を要している場合等はこの限りではない。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき（農地中間管理法第 20 条第 2 号）。

なお、利用を継続することが著しく困難な場合とは、自然災害（流失、埋没、陥没、土砂流入等）により、目的に従った使用及び収益ができないとき。（災害によりその土地への進入路が荒廃しているため立ち入ることが困難な場合など）

2 転貸の解除基準

農地中間管理法第 21 条第 2 項に基づき解除を行うことができる事由は、次のとおりとする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき（農地中間管理法第 21 条第 2 号）。

この場合、農用地等を適正に利用していないとは、遊休地化し、周辺から相当なクレームがありかつ農業委員会からの指導に従わない場合をいう。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理法第 21 条第 1 項の規定による報告をしないとき（農地中間管理法第 21 条第 2 号）。

この場合、正当な理由がなくて農地中間管理法第 21 条第 1 項の規定による報告をしないとは、正当な理由なく「農用地等の利用状況の報告等」を期日までに、提出せず、再三にわたる求めにも応じない場合をいう。

3 事務処理

（1）関係機関と協議

1 及び 2 の理由によって、解除を行う場合は事前に関係市町、農業委員会や J A、県関係機関等と協議を行うものとする。

（2）関係者（農地所有者または借受者）への通知

関係機関と協議によって解除もやむを得ないと機構が判断した場合は、農地中間管理権の解除については土地所有者に、転貸については借受者に県に対して承認申請を行う旨を通知する。

(3) 県へ承認申請

解除を行うこととなった場合、機構は県へ解除申請を行うこととする。

申請に当たっては、次の内容を示した書類を添付するものとする。

- ① 解除を行う関係者氏名及び住所
- ② 解除を行う農地所在地、地目、面積
- ③ 解除理由
- ④ 解除申請を行うに当たっての経緯（関係機関との協議内容、関係者の意見等）
- ⑤ その他参考となる写真等

(4) 関係者・関係機関への通知

機構は、県の承認を受けて、関係者に農地中間管理権又は転貸の解除した旨の通知を行うとともに、関係機関へ解除を行った旨を通知する。